

現任教育の教育時間数(新旧比較)

【教育時間数の算出方法】

- ① 免除の規定を受けず、基本教育及び業務別教育の両方を行う必要がある場合は、教育時間数を統合。
- ② 教育の頻度を、半年に1度の教育期ごとから、現行規則の改正前の1年ごとに変更。
- ③ 現行で年度ごとに16時間以上必要な警備員の教育時間数を、現行規則の改正前(年度ごとに10時間以上(現行の16分の10))に短縮。
- ④ ③を踏まえ、業務別教育のみ必要な警備員に対する教育時間数を、それぞれ16分の10(※)に短縮。

※ 割り切れない場合、30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てた時間とする。

警備員の区分		教育区分	現任教育【現行】		現任教育【新】		改正規則の 該当条文 【規則第38条 第5項】
			基本教育	業務別教育	基本教育	業務別教育	
一般の警備員 (教育の免除の対象とならない警備員)			半年(教育期) ごとに 3時間以上	半年(教育期) ごとに 5時間以上	年度ごとに 10時間以上		表の一の項
警備業務1級 検定の合格 証明書の交 付を受けてい る者	当該検定業務に就いている場合		免除	免除	免除	免除	柱書
	当該検定業務以外に就いている場合		免除	半年(教育期) ごとに 5時間以上	免除	年度ごとに 6時間以上	表の二の項
警備業務2級 検定の合格 証明書の交 付を受けてい る者	当該警備業務に就いている場合		免除	半年(教育期) ごとに 5時間以上	免除	年度ごとに 6時間以上	表の二の項
	当該検定業務以外に就いている場合		免除	半年(教育期) ごとに 5時間以上	免除	年度ごとに 6時間以上	表の二の項
警備員指導 教育責任者 資格者証の 交付を受けて いる者	当該警備業務に就いている場合		免除	免除	免除	免除	柱書
	当該資格業務以外に就いている場合		免除	半年(教育期) ごとに 5時間以上	免除	年度ごとに 6時間以上	表の二の項